

支援措置・特例措置について

スマート農業技術活用促進資金の創設（株式会社日本政策金融公庫法の特例）〔法第12条、第18条〕

■ 本法律に基づき認定を受けた事業者を資金面から後押しするため、長期・低利の制度資金を創設

- 国から計画認定を受けた農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者、農機メーカー等が対象
- 償還期限を25年以内とする等、**大規模投資にも対応**
- 据置期間を5年以内とし事業者の**初期償還負担を軽減**。また、貸付金の使途に**長期運転資金も設定**

資金の概要

1. 貸付対象者

(1) 認定生産方式革新事業者

(農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者※1、食品等事業者※1)

(2) 認定開発供給事業者

(農機メーカー※1、スマート農業技術活用サービス事業者等※1)

2. 償還期限

25年以内（食品等事業者は10年超25年以内）

3. 据置期間

5年以内

4. 貸付金利

借入期間に応じて0.70%～1.65%（令和6年7月19日現在）

5. 貸付限度額（融資率）

貸付けを受ける者の負担する額の80%以内

6. 貸付金の使途

認定計画に従って生産方式革新事業活動又は開発供給事業※2を行うために必要な資金であって次に掲げるもの

- (1) 機械、ソフトウェア等の取得、施設の整備等
- (2) 長期運転資金（研修費、販売促進費等）

※1 委託を受けて農作業を行う事業者以外にあっては、中小企業者に限る。

※2 研究開発は対象外

資金の活用イメージ（例）

<農業者等>

- ・スマート農機や営農支援ソフトの導入（購入費、研修費）
- ・機械収穫に適した樹形の導入（改植費、農薬・資材費）

<スマート農業技術活用サービス事業者>

- ・農作業受託に必要なスマート農機の導入（購入費、研修費）
- ・環境モニタリング装置を活用するための人材育成（研修費）

<食品等事業者>

- ・鉄コンテナによる収穫・出荷体系に適した流通施設の整備
- ・加工向け品種への切替に伴う食品製造施設の整備

<農機メーカー>

- ・スマート農機を量産するための製造ラインの整備
- ・産地実演会や市場調査などの販路開拓の取組（販売促進費）



鉄コンテナを搭載した自動収穫機と自動運搬台車



ドローン講習・研修の実施

認定を受けた生産方式革新実施計画に対する支援措置（その他の措置）

■ 野菜生産出荷安定法、航空法、農地法の特例を措置し、計画認定者を集中支援

スマート農業技術を活用した契約取引による産地リレー出荷体制の構築

野菜法の特例

認定を受けた計画に従って、実需者に指定野菜の供給量を約する等の契約に基づき、複数の産地の農業者等が連携して指定野菜の供給を行う場合※、天候その他やむを得ない事由により生じる不足数量を市場等から調達した際に（独）農畜産業振興機構が交付金を交付することができる。

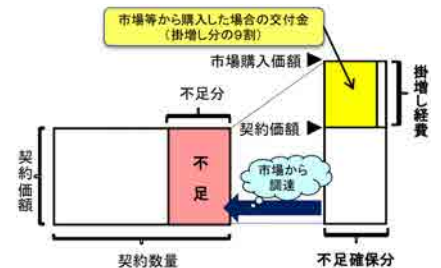
➡ 指定産地外の農業者等も契約指定野菜安定供給事業に参加可能

※ 産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う場合

産地リレー体制のイメージ
（キャベツの例）



契約指定野菜安定供給事業のイメージ
（数量確保タイプ）



スマート農業技術の活用に伴う行政手続のワンストップ化

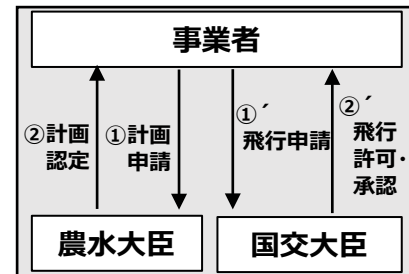
航空法の特例

計画の認定を受けた農業者等が生産方式革新事業活動の一環として、無人航空機（農業用ドローン等）による農薬散布や作物の生育状況のセンシング等を行う場合、航空法の許可又は承認があったものとみなす。

【農薬散布を行うドローン】

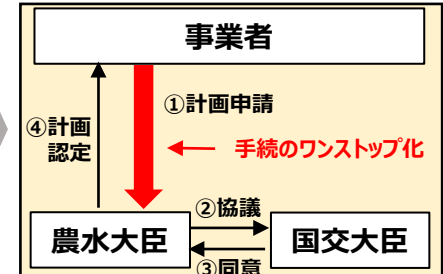


（手続一元化前）



* 許可・承認が必要となる飛行に該当する場合

本法律での措置（手続一元化後）



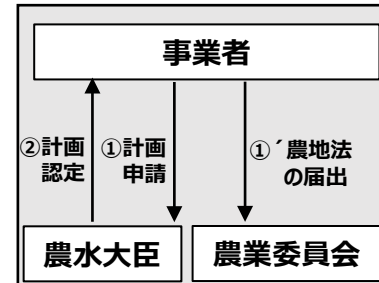
農地法の特例

計画の認定を受けた農業者等が生産方式革新事業活動の一環として、農作物栽培高度化施設※の底面とするために農地をコンクリート等で覆う措置を実施する場合、農地法に基づく農業委員会への届出があったものとみなす。

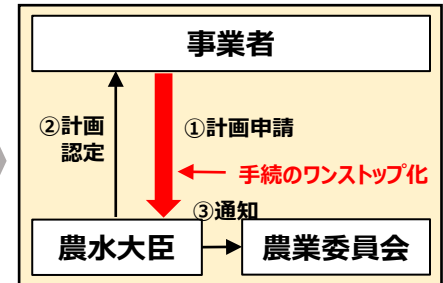
【環境制御システムの導入】



（手続一元化前）



本法律での措置（手続一元化後）



※ 農作物の栽培の用に供する施設であつて農作物の栽培の効率化又は高度化を図るためのもののうち周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものとして農林水産省令で定めるもの（農地法第43条第2項）

認定を受けた開発供給実施計画に対する支援措置（農研機構の研究開発設備等の供用等）

- 農研機構に期待される多岐に渡る政策ニーズがある中で、多種多様な品目に係るスマート農業技術等の研究開発を進めるには、農機メーカー、公設試、異分野の知見を有するスタートアップなどによる研究開発の促進も重要。
- こうした事業者からは、研究開発に当たり、農研機構のほ場や希少な研究開発設備等の活用や技術的助言へのニーズがあるが、現行の農研機構法では、事業者による独自研究に係る設備等の供用はできない。

▶ **開発供給実施計画の認定を受けた取組に係る特別の措置**として、農研機構の業務に支障がない範囲内で農研機構が保有する研究開発設備等の供用等業務を行えることとし、**農研機構を中心とした産学官連携を強化**（農研機構法の改正）

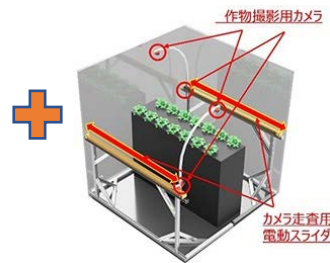
農研機構が保有するほ場、研究施設・設備等の供用イメージ（例）



ロボット農機の走行試験
を行えるほ場やロボット農機



大量の画像学習等、大量データを高速で処理・分析する
AI研究用スーパーコンピュータ「紫峰」



様々な環境条件を実現し、作物の反応
を計測する「ロボティクス人工気象室」



作物の収量、肥料応答性等の様々な形質を
自動計測する「作物フェノタイピング施設」

認定を受けた開発供給実施計画に対する支援措置（その他の措置）

■ 農業競争力強化支援法、航空法の特例を措置し、計画認定者を集中支援

スマート農業技術に適合した新品種の開発の促進

種苗法の特例

認定を受けた計画に従って行われる開発供給事業の成果として育成された新品種について、品種登録を行う場合の出願料・登録料（1～6年目）について減免することができることとする。



ロボットアーム等機械のアクセスが容易となる形質



茎が長く、機械収穫時の歩留まりを改善する形質



果梗枝が長く、果実の認識が容易となる形質

中小機構の債務保証

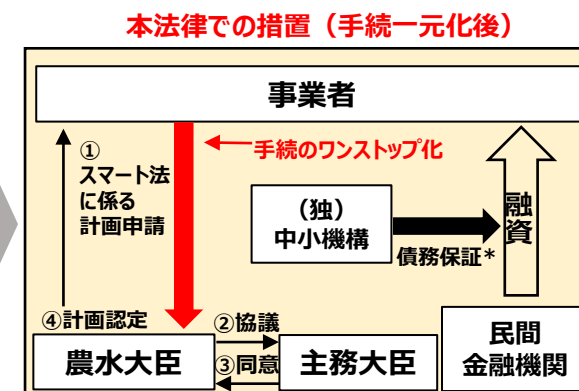
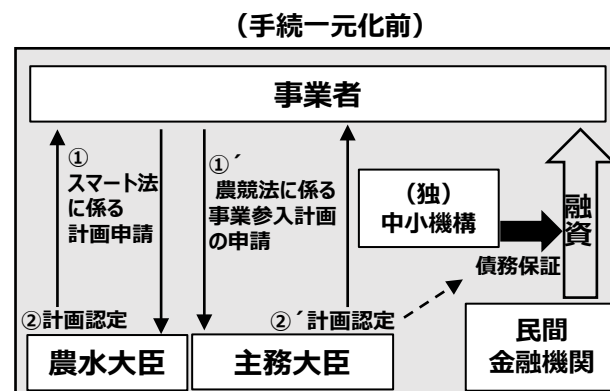
農業競争力強化支援法の特例

認定を受けた計画が、農業競争力強化支援法に規定する事業参入※の認定要件も満たす場合、中小機構による債務保証（当該計画を行う事業者が発行する社債及び借入れに対する保証）を受けられることとする。

保証割合：借入の元本の50%
保証限度額：25億円/1認定計画

※良質かつ低廉な農業資材の供給等に資することを目的として、以下の対象事業を新たに行うことをいう。

- ① 農業用機械製造事業（農業用機械に係る部品製造事業を含む。）
- ② 農業用ソフトウェア作成事業
- ③ 農業用機械の賃貸事業、農業用機械を用いた農作業請負事業その他の農業用機械の利用促進（①に係るものを除く。）に資する事業
- ④ 種苗の生産卸売事業



* 認定を受けた事業者を農業競争力強化支援法の事業参入計画の認定を受けたものとみなして規定を適用

スマート農業技術の活用に伴う行政手続の簡素化【法第15条】

航空法の特例

無人航空機に係る飛行の許可・承認のみなし（P48と同様の措置）

スマート農業技術活用促進税制の創設（１）（投資促進税制（法人税・所得税の特例）①）

■ 生産方式革新事業活動に必要となる設備の投資を後押しするため、生産方式革新実施計画の認定を受けた**農業者等**や、当該農業者等と**密接不可分な取組を行うスマート農業技術活用サービス事業者**又は**食品等事業者**が、機械等の取得等をした場合に**特別償却**を適用（令和９年３月末まで）。

■ 特例の対象設備等

1 スマート農業技術を組み込んだ機械装置
【農業者等】【スマート農業技術活用サービス事業者※】
※播種、移植又は収穫用の機械装置に限る。



キャベツ自動収穫機



ピーマン自動収穫機



搾乳ロボット

2 1と一体的に導入された機械装置、器具備品、建物等、構築物のうち1が効果を発揮するために必要不可欠なもの 【農業者等】



環境制御装置
+ 低コスト耐候性ハウス



ロボットトラクター
+ RTK基準局



果樹自動収穫機
+ 樹体支持設備

3 農産物の洗浄、選別、切断・破碎、冷凍の作業用の機械装置 【食品等事業者】



選別用機械装置



冷凍用機械装置

特別償却のイメージ

対象となるスマート農業機械等の導入当初に通常の償却額に一定額を上乗せして損金に算入可能。

特別償却率

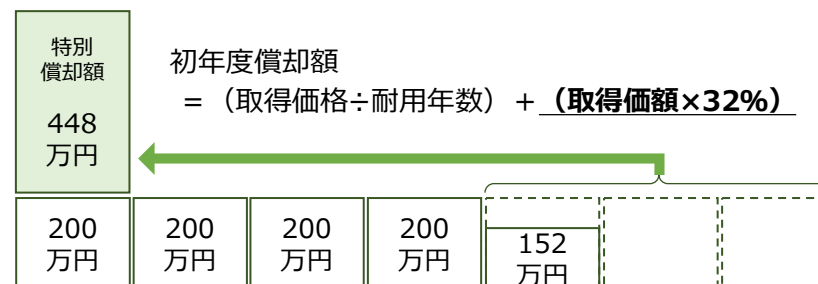
機械装置、器具備品：32%^{※1}
(一部25%^{※2})

建物等、構築物：16%

※1 スマート農業技術を組み込んだ機械装置については、7年以内に販売されたものに限りです。

※2 スマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者は機械装置のみに適用され、特別償却率が25%になります。

(例) 1,400万円、耐用年数7年のスマート農業機械を導入した場合



税率15%の法人の場合、
初年度の税負担が最大で
448万円 × 15% = 約67万円 軽減

特別償却により
導入当初の税負担を軽減

スマート農業技術活用促進税制の創設（１）（投資促進税制（法人税・所得税の特例）②）

生産方式革新実施計画の認定要件に加え、**以下の要件**を満たす必要があります。＜基本方針第４の２及び３＞

農業者等が税制特例を活用する場合

対象となる機械及び装置については、７年以内に販売されたもの。

- ・対象の機械装置を導入した農業者等に係る**労働生産性を５年間で５％以上向上**させること（個人又は法人単独で満たす必要があります。）
- ・スマート農業技術の効果の十分な発揮に必要な**ほ場の形状、栽培の方法、品種の転換等**の取組（本資料P20のイの取組）を、生産方式革新事業活動の**過半**で行うこと
- ・生産方式革新事業活動に係る作付面積又は売上高が、総作付面積又は総売上高の**過半**を占めること



スマート農業技術活用サービス事業者が税制特例を活用する場合

生産方式革新事業活動全体で

- ・労働生産性を５年間で５％以上向上させること
- ・生産方式革新実施計画の**実施期間が７年以上**であること
- ・生産方式革新事業活動が、総作付面積又は総売上高のおおむね**８割以上**を占めること

+

- ・品種の変更又は収穫の機械化等の実施を伴い**栽培体系を大きく変更する取組**の作付面積又は売上高が、生産方式革新事業活動の**過半**を占めること

+

- ・農産物の品質又は外形の相当程度の変更を伴う**品種の変更又は収穫の機械化等の取組**の作付面積又は売上高が、生産方式革新事業活動の**過半**を占めること

スマート農業技術活用サービス事業者において

＜取組内容について＞

- ・提供するサービスが、**農業者等の収益に応じた料金体系**となっていること
- ・**専門作業受注型**であること
- ・生産方式革新事業活動の実施区域を含む都道府県と同一の都道府県内に拠点・事務所等を設置していること

対象となる機械及び装置については、
７年以内に販売されたもの。

＜対象設備について＞

- ・**播種、移植又は収穫用**のスマート農業技術を組み込んだ機械及び装置であること
- ・対象設備等を**専ら**農業者等が行う生産方式革新事業活動に対して提供すること
- ・対象設備等に係る取得予定価額*が**前事業年度における減価償却費の額の１０％相当額以上**であること

* 建物等の整備が伴う場合には、その取得予定価額を含む。

食品等事業者において

＜取組内容について＞

- ・**収穫後の選別・調製等の作業を農業者等に代わって行うこと**
- ・生産方式革新事業活動により生産された農産物を総作付面積又は総売上高のおおむね**８割以上**引き受けること
- ・生産方式革新事業活動に係る農産物と同じ種別の品種を原材料とした**商品を取り扱っていないこと**



＜対象設備について＞

- ・農産物の**洗浄、選別、切断若しくは破碎、又は冷凍**の作業に供する機械及び装置（一体的に構成される機械及び装置を含む）であり、その**専ら**を農業者等が行う生産方式革新事業活動に対して提供すること
- ・対象設備等において**専ら**農業者等が行う生産方式革新事業活動により生産された農産物を取り扱うこと
- ・対象設備等に係る取得予定価額*が**前事業年度における減価償却費の額の１０％相当額以上**であること
- ・対象設備等が、生産方式革新事業活動の実施区域を含む市町村と同一の市町村又は隣接した市町村内で土地・建物に据え置かれるものであること

* 建物等の整備が伴う場合には、その取得予定価額を含む。

スマート農業技術活用促進税制の創設（２）（登録免許税の軽減）

- 国が定める**重点開発目標**に沿ったスマート農業技術等の開発、当該技術を活用した**農業機械等**や**スマート農業技術活用サービスの供給**を行う既存の農機メーカーや公設試、スタートアップ等の多様なプレーヤーの参入・協業を後押しするため、認定を受けた開発供給実施計画に従って行う会社の設立、出資の受入れ、これに伴う不動産の所有権の移転等の際に**登録免許税を軽減**※（令和９年３月末まで）。

※計画の認定を受けてから１年以内に行う登記に限ります。

	会社の設立	出資の受入れ	会社の合併	会社の分割
軽減税率	0.7%→0.35%（ 0.35%軽減 ） 不動産の所有権の移転 2.0%→1.6%（ 0.4%軽減 ）	0.7%→0.35%（ 0.35%軽減 ） 不動産の所有権の移転 2.0%→1.6%（ 0.4%軽減 ）	0.15%→0.1%（ 0.05%軽減 ） ※存続会社の資本金が増加する場合、消滅会社の資本金を超える金額分は0.7%→0.35%（0.35%軽減） 不動産の所有権の移転 0.4%→0.2%（ 0.2%軽減 ）	0.7%→0.5%（ 0.2%軽減 ） 不動産の所有権の移転 2.0%→0.4%（ 1.6%軽減 ）
想定ケース（例）・特例の効果	スマート農業技術等を開発する 会社の設立 株式会社A ■ 設立時資本金：5,000万円 ■ 主な事業内容： 自動収穫ロボットの開発 資本金5,000万円の新会社を設立 資本金5,000万円×0.35% =17.5万円 軽減額：17.5万円	更なるスマート農業技術等の 実用化のための資金調達 株式会社B ■ 事業内容： 茶のロボット摘採機の開発 5億円の資金調達（増資）を実施 増資額5億円×0.35%=175万円 軽減額：175万円	新たなスマート農業技術等の開発に 必要な知見を有する企業との合併 株式会社C（存続会社） ■ 大手農薬メーカーとの差別化を図りたい 中小農薬メーカー ■ 資本金：1億円  吸収合併し、散布ロボットに 合わせた農薬の開発・登録 株式会社D（消滅会社） ・高機能農薬散布ロボット開発メーカー ・資本金：5,000万 ・所有権移転不動産：5億円（評価額） 吸収合併により資本金1.5億円の 新会社を設立 資本金増加額5,000万円×0.05% =2.5万円 取得不動産5億円×0.2%=100万円 軽減額：102.5万円	開発したスマート農業機械を用いた サービス事業展開のための分割 新会社：株式会社E ■ 資本金：5,000万円 ■ 事業内容： 株式会社Fが開発した自律走行型農作 業ロボットによる農薬散布作業の受託  分割し、農薬散布作業受託 を行う新会社を設立 株式会社F ・資本金：1億円 ・事業内容：農作業ロボット・IoTデバ イスの研究開発 等 分割により資本金5,000万円の新会 社を設立 資本金5,000万円×0.2%=10万円 軽減額：10万円